

駐車監視員活動ガイドライン

【品川 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道15号	第一京浜	南品川3丁目交差点	北品川1丁目八ッ山橋交差点	8-22	
2	主要地方道317号	山手通り	東品川1丁目東海橋交差点	北品川5丁目居木橋交差点	8-22	
3	主要地方道317号	新八ッ山橋線	北品川4丁目新八ッ山橋交差点	東五反田2丁目	8-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道357号	海岸通り	東品川2丁目天王洲橋	東品川4丁目八潮橋交差点	9-20	
2	区道	元なぎさ通り	東品川3丁目新品川橋	南品川4丁目鮫洲公園前交差点	9-20	
3	都道421号	池上通り	東品川3丁目大井北埠頭橋	南品川5丁目仙台坂上	8-20	
4	区道	ハッ山通り	東品川1丁目新品川橋	北品川1丁目ハッ山橋交差点	8-20	
5	区道	城南第二小学校前通り	東品川3-10先	東品川3-14先	9-19	パーキング路線

重点地域

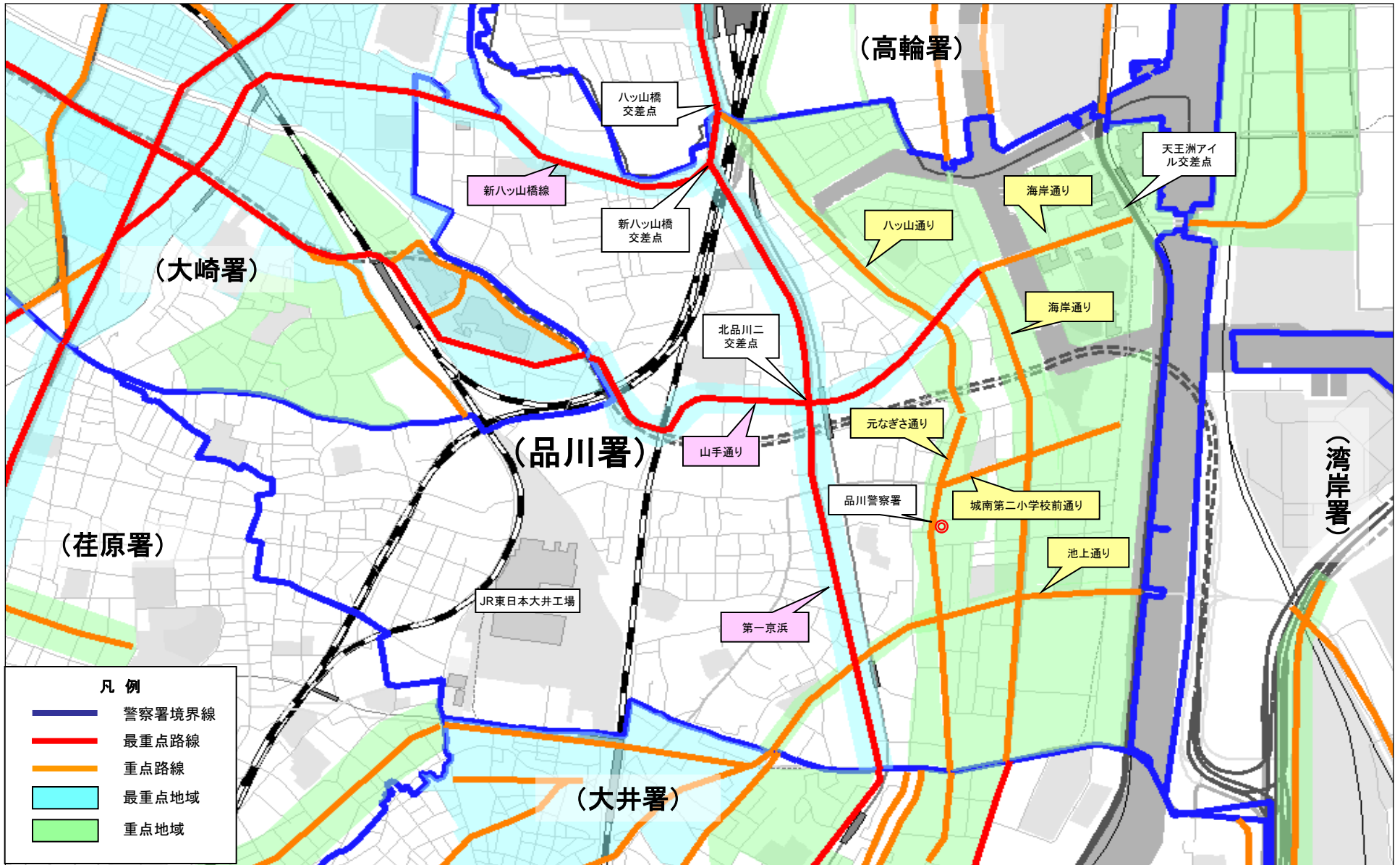
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(第一京浜、山手通り、新ハッ山橋線)周辺	8-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	品川シーサイド駅周辺	10-22	
2	天王洲地区(都営住宅地域を含む)及び周辺	10-22	
3	ハッ山通り周辺及び東京交通局周辺	10-22	
4	池上通り(ジュネーブ平和通り)周辺	10-22	
5	海岸通り周辺	9-20	
6	元なぎさ通り周辺	9-20	
7	東品川3丁目地区	9-20	

品川警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重要)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z18LC第253号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。